一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
イ　氏名又は名称　エコシステム秋田株式会社
ロ　住所　秋田県大館市花岡町字堤沢四十二番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役社長　倉持　周志
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
秋田県大館市花岡町字滝ノ沢一番、六番一、六番二、七番、八番、九番、十番、十一番、七十三番、七十四番及び七十五番、字獅子ノ沢七十番二、七十二番、八十三番、八十四番一、八十四番二、八十五番及び八十九番並びに字堂屋敷一番、二番、三番、二十番、二十一番一、二十一番二、二十六番、二十七番、百二十四番、百二十八番一、百二十八番二、百二十八番三及び百二十九番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）
五　申請年月日
平成二十二年十月六日
六　縦覧場所
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、秋田県生活環境部環境整備課並びに大館市市民部環境課

○防衛省告示第二百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年十月二十六日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年十一月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四七分一二秒　(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年十月二十六日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年十一月九日から同月十二日まで（予備、同月十三日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年十月二十六日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年十一月九日（予備、同月十日から同月十二日まで）の〇七〇〇から一七〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年十月二十六日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年十一月十一日及び同月十二日（予備、同月十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十月二十六日
東北地方整備局長　青山　俊行
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市由良字由良沢一一番一から同市由良字古四王田二七番八まで	前	一七・一〇～三九・五〇メートル	〇・二九一キロメートル
	後	一六・〇～四三・五〇メートル	〇・二九一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所